

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則第9条第9項の運用について

1. 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則（以下「契約社員就業規則」という。）第9条第9項に規定する「理事長が特に必要と認める場合」には、以下に定める基準を適用する。
2. 満65歳に達した日以降において契約を更新できる契約社員は、継続して勤務を希望し、精勤する意欲と能力を備え、健康面において業務の遂行に問題がなく、かつ統括事業管理者の推薦がある者で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 満65歳に到達した契約社員の退職などで欠員を生じるなど、適正な事業運営に支障を来すことが明らかな場合
 - (2) 採用が困難な職種で、その職種に欠員を生ずることにより事業の継続ができない、あるいは事業運営に大きく支障を来すことが明らかな場合
 - (3) 事業運営上必要な資格を有する職員の配置が必要な場合で、当該資格を有する職員の配置が困難な場合
 - (4) 他の職員の模範となり、後進の育成に大きく貢献することが期待できる場合
 - (5) その他、理事長が必要と認めた場合
3. 満65歳に到達した日以降に契約更新を行う継続雇用契約社員（以下「継続雇用契約社員」という。）の契約形態は日額又は時給とし、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項第5号の規定を適用することで、所定労働時間は1箇月を平均して1週間の所定労働時間を概ね30時間未満とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、この限りでない。
4. 継続雇用契約社員の就業については、原則として契約社員就業規則を準用することとする。ただし、基本賃金については、別表1のとおりとする。また、同規則第37条に規定する能力基準基本給加算及び第49条に規定するチャレンジ給は支給しない。
5. 継続雇用契約社員の雇用契約を更新する場合は、健康状態を確認の上、統括事業管理者の面談により、精勤する能力及び意欲など勤務状況の確認を行い、統括事業管理者の推薦書を理事長に提出するものとする。ただし、契約社員就業規則第39条の規定に基づく昇給は原則行わない。
6. 継続雇用契約社員の賞与については、契約社員就業規則第53条の規定に基づき支給する。ただし、加算割合は1.0とし、上乘せの支給は行わない。
7. その他、この運用基準の適用において、定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この運用基準は、平成30年10月1日から適用する。ただし、3の規定のうち、所定労働時間に係る規定（概ね30時間未満）は、令和元年（2019年）10月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和2年12月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和3年10月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和6年10月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和7年10月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和8年10月1日から適用する。

別表1

継続雇用契約社員 基本賃金

（単位：円）

職 種	日額基本賃金	時給基本賃金
保健師，看護師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士及び薬剤師	11,075	1,586
管理栄養士	10,726	1,505
栄養士，社会福祉士，精神保健福祉士，准看護師，介護支援専門員及び相談員	9,790	1,321
介護福祉士，管理事務職員	9,852	1,268
介護員等	9,583	1,240
生活支援ヘルパー （基準緩和型サービス従事者研修・生活援助従事者研修）	9,541	1,214
運転員，調理員	9,227	1,214
職業支援・生活支援員，事務職員及びその他職員	9,084	1,192